

# 神奈川県 の 給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

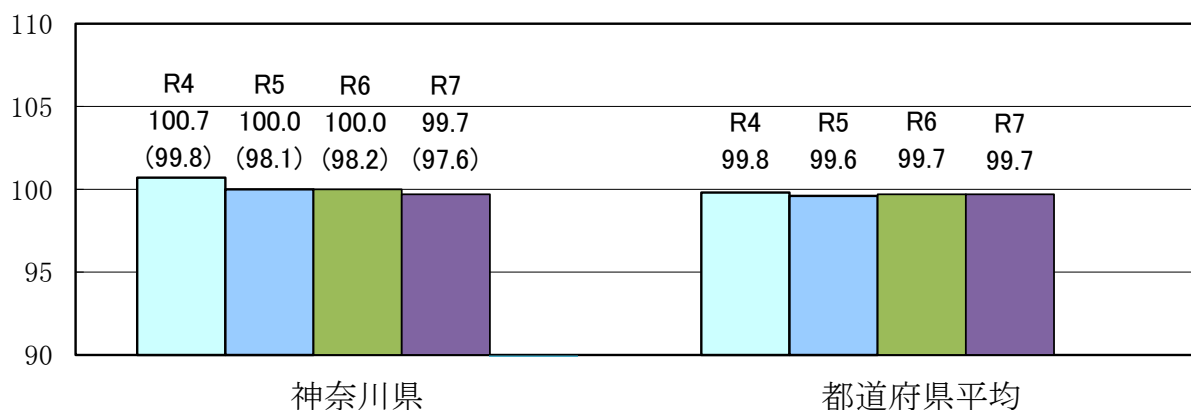
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出総額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度 の人件費率
令和6年度	9,202,599 人	2,291,196,569 千円	21,589,912 千円	530,628,738 千円	23.2 %	22.4 %

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職 員 手 当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	53,591 人	217,816,976 千円	78,389,211 千円	95,867,944 千円	392,074,131 千円	7,316 千円	7,115 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえて記載すること）

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	410,327円	398,009円	12,318円 (3.09%)	3.29%	3.29%	3.62%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	4.65月	4.60月	0.05月	0.05月	4.65月	4.65月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日実施

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での給料月額の上重なりを解消等を実施。

##### ②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準14.65%に対し、神奈川県においても12.45%を支給。

(実施時期) 給与制度のアップデートに伴う地域手当の見直しは実施していない。

##### ③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当について、国と同様に見直しを実施。  
(令和7年4月1日実施)

#### (6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	42.5 歳	329,834 円	445,821 円	391,360 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
都道府県平均	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	52.8 歳	246 人	300,781 円	366,905 円	347,575 円
うち学校技能職	49.1 歳	112 人	271,496 円	330,086 円	316,739 円
うち庁舎技能職	59.2 歳	21 人	356,457 円	446,870 円	421,859 円
うち電話交換職	59.0 歳	15 人	318,740 円	388,574 円	359,457 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
都道府県平均	53.7 歳	140 人	309,925 円	366,087 円	341,488 円

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		A/B
	公務員（A）	民間（B）	
神奈川県	—	—	—
うち学校技能職	5,137,162 円	3,696,900 円	1.39
うち庁舎技能職	7,069,014 円	3,696,900 円	1.91
うち電話交換職	6,265,997 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4～6年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（A）」及び「民間（B）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

#### ③高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	41.4 歳	353,106 円	439,733 円
都道府県平均	44.6 歳	378,535 円	442,107 円

#### ④小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
神奈川県	40.0 歳	358,704 円	436,221 円
都道府県平均	41.6 歳	366,616 円	424,360 円

⑤警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
神奈川県	39.4 歳	344,841 円	552,819 円	410,039 円
国	41.7 歳	339,095 円	—	399,794 円
都道府県平均	39.4 歳	345,913 円	494,513 円	397,690 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		神奈川県	国
一般行政職	大学卒	253,687 円	総合職(旧I種) 258,635 円 一般職(旧II種) 247,390 円
	高校卒	218,715 円	一般職(旧III種) 211,406 円
技能職	高校卒	216,466 円	—
高等学校教育職	大学卒	283,374 円	—
小・中学校教育職	大学卒	283,374 円	—
	短大卒	264,369 円	—
警察職	大学卒	293,944 円	286,972 円
	高校卒	261,558 円	243,341 円

- (注) 1 職員の初任給は、地域手当(給料の12.45%)を加算している。  
 2 国の職員の初任給は、地域手当が12.45%支給される地域に勤務した場合の額である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

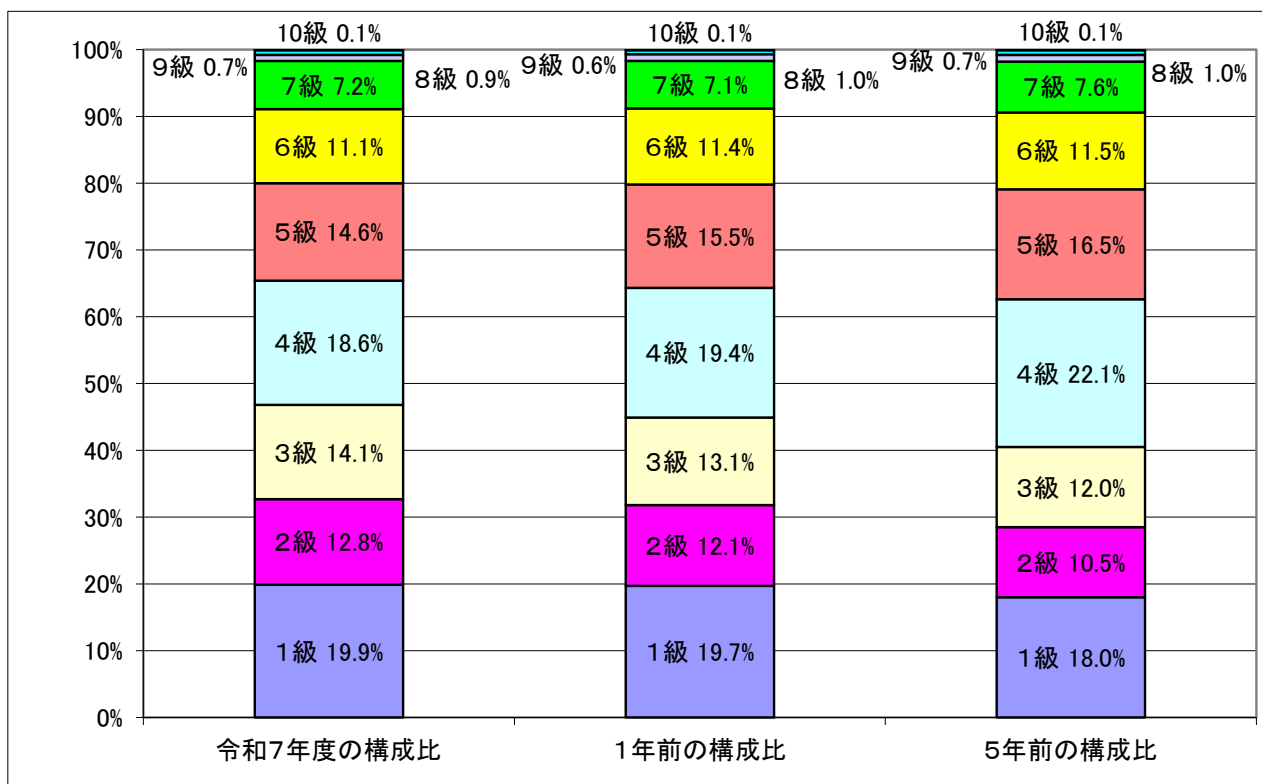
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	284,017 円	380,629 円	392,880 円	413,811 円
	高校卒	247,800 円	322,163 円	344,056 円	388,625 円
技能職	高校卒	—	—	—	—
高等学校教育職	大学卒	339,545 円	398,185 円	418,690 円	432,877 円
小・中学校教育職	大学卒	339,137 円	400,937 円	422,055 円	434,997 円
	短大卒	323,457 円	377,780 円	408,200 円	426,955 円
警察職	大学卒	303,350 円	374,617 円	416,806 円	438,195 円
	高校卒	291,771 円	345,579 円	385,291 円	418,145 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

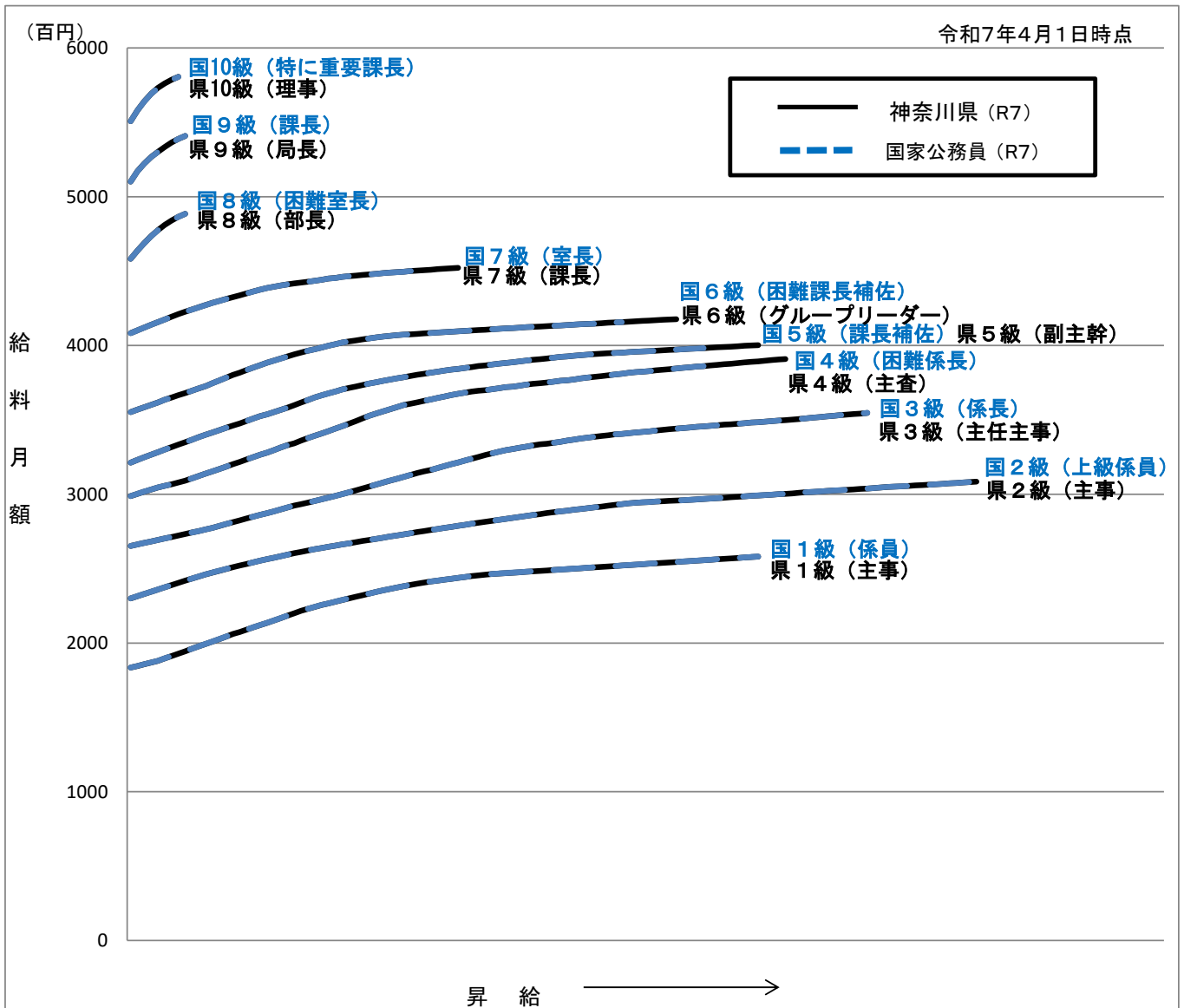
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	基準となるべき職務	職員数（人）	構成比（％）	1号給の給料月額（円）	最高号給の給料月額（円）
10級	理事・職務の複雑、困難及び責任の度が極めて高い出先機関の長の職務	2	0.1	550,800	580,600
9級	局長又は副局長・会計管理者・本庁の事務局長又は副事務局長・職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い出先機関の長の職務	58	0.7	510,200	540,900
8級	本庁の部長・職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い出先機関の副所長の職務	79	0.9	458,300	488,500
7級	本庁の課長又は副課長・出先機関の長又は副所長・職務の複雑、困難及び責任の度が高い出先機関の課長の職務	601	7.2	408,300	452,200
6級	グループリーダー・職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い出先機関の課長の職務	927	11.1	355,200	417,700
5級	副主幹又は副技幹の職務	1,221	14.6	321,300	400,200
4級	主査の職務	1,560	18.6	298,800	390,900
3級	主任主事又は主任技師の職務	1,181	14.1	265,300	354,700
2級	高度の知識経験を必要とする主事又は技師の職務	1,074	12.8	230,000	308,500
1級	主事又は技師の職務	1,663	19.9	183,500	258,100

(注) 1 神奈川県給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 基準となるべき職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（神奈川県）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

神奈川県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,867 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分 (支給割合が、国の支給割合又は人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由) 該当なし	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20% (国を上回る加算措置となっている場合、その理由) 該当なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（神奈川県）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用時期予定				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

神奈川県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
(退職時特別昇給)	なし				
(退職時特別昇給を設けている理由)	該当なし				
1人当たり平均支給額	自己都合 2,812 千円	勸奨・定年 22,136 千円			

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「勸奨・定年」「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		28,014,777 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		533,676 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給割合	国の制度(支給割合)
横浜市・川崎市・厚木市	25,001 人	12.45 %	16.0 %
鎌倉市・逗子市・藤沢市	5,303 人	12.45 %	14.0 %
相模原市・海老名市・座間市	4,627 人	12.45 %	12.0 %
横須賀市・平塚市・小田原市・茅ヶ崎市・大和市・伊勢原市	13,196 人	12.45 %	11.0 %
三浦市・秦野市・綾瀬市・葉山町・大磯町・二宮町	3,392 人	12.45 %	10.0 %
その他の県内市町村	2,065 人	12.45 %	4.0 %
東京都特別区	7 人	12.45 %	20.0 %
平均支給割合		12.45 %	13.38 %
平均支給割合が国の制度による平均支給割合を上回る場合、その理由 該当なし			

- (注) 「国の制度(支給割合)」の欄の平均支給割合は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合である。

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		4,281,715 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		164,971 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		49.4 %		
手当の種類 (手当数)		24 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	県税の賦課及び徴収に従事する職員	県税の賦課及び徴収の業務	145,702千円	日額400円 ～1,250円
保健福祉業務等従事手当	保健福祉事務所等に勤務する職員	要保護者等に対する相談、指導、調査又は判定等の業務	19,069千円	日額340円 ～490円
		医療業務 (医師)		月額17,100円 ～25,000円
社会福祉施設等業務手当	社会福祉施設等に勤務する職員	入所者の生活指導・支援等の業務	295,317千円	日額460円 ～1,800円 月額12,000円 ～70,500円
防疫等作業手当	職員	感染症等の病原体を有し、又は有する疑いのある人等に接する業務	3,081千円	日額290円 ～700円
		家畜の伝染性疾患の発生の予防等の業務		日額530円 ～1,190円
病理細菌検査手当	衛生研究所に勤務する職員	病理細菌検査に関する業務	8,943千円	月額19,200円 ～45,900円 日額1,980円 (日額は管理職手当受給者のみ)
家畜等取扱手当	畜産技術センター等に勤務する職員	と殺又は解体の業務等	22,710千円	日額380円
	保健福祉事務所等に勤務する職員	家畜等に関する業務		日額230円 ～1,770円
	食肉衛生検査所に勤務する職員又は動物愛護センターの職員	と畜検査の業務、捕獲した野犬等の飼養管理の業務等		月額10,700円 ～35,300円
有害毒薬物等取扱手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務等	2,833千円	日額250円、 400円
火薬類取締等業務手当	地域県政総合センター環境部等に勤務する職員	危険物、火薬類、高圧ガス等の危険、健康を害するおそれがある業務	380千円	日額280円、 330円
麻薬取締業務手当	職員	麻薬及び向精神薬取締法による麻薬取締員としての業務	8千円	日額550円
水中等作業手当	職員	潜水器具を着用し潜水して行う作業	586千円	時間額310円 ～1,500円
		海上で行う漁業法第128条に規定する漁業監督吏員としての作業等		日額300円 ～550円
航海業務手当	遠洋区域等を航行区域とする船舶 (その乗組員が当該船舶内に居住することを常態とする船舶に限る。) に乗り組む職員	航海業務	2,893千円	日額1,070円 ～3,130円
教務手当	総合職業技術校、かながわ農業アカデミー、看護専門学校等における専門学科、実技、指導業務等を担当する職員	専門学科、実技、指導業務等	55,035千円	月額給料月額 の100分の7、 日額1,280円 (日額は教務課長 等)
	消防学校に勤務する職員	消防訓練の指導業務		日額400円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
危険現場手当	職員	高さ10m以上の足場の不安定な箇所で行う工事の指揮、検査等	1,651千円	日額270円
		道路上で交通を遮断することなく行う道路の維持・修繕等の作業		日額300円、330円
		上記以外の危険を伴う業務		日額270円～450円
夜間特殊業務手当	職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	682,516千円	1回790円～3,550円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼出しを受けて従事した業務	824千円	1回620円、1,240円
用地交渉等手当	土木事務所等に勤務する職員	事業に必要な土地の取得等のために行う特に困難な交渉等	1,074千円	日額700円、1,050円
災害応急作業等手当	土木事務所等に勤務する職員	河川の堤防等において重大な災害が発生した場合に行う巡回監視、応急作業等の業務	4,443千円	日額540円～1,820円
	警察職員	異常な自然現象又は大規模な事故や災害等に関する業務		日額840円～1,680円
警察業務手当	警察職員	取締り、警戒、警ら業務等	1,112,654千円	日額240円～8,000円
	銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出業務を本務とする職員	銃器等使用犯罪現場における犯人の逮捕及び人質の救出業務		月額27,700円～38,100円
	検視官	人事委員会が定める死体に対し行う検視等の業務		月額3,200円
航空手当	航空機の操縦業務に常時従事する職員	航空機の操縦業務	24,301千円	月額55,300円～76,100円
	職員	航空機の整備業務		日額1,050円
	職員	航空機の操縦業務等		時間額1,900円～5,100円(危険業務等に加算あり)
教員特殊業務手当	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の副校長、教頭、総括教諭等	非常災害時における幼児、児童又は生徒の保護、週休日における部活動の指導業務等	1,150,430千円	日額500円～7,500円
特別支援学校教員業務手当	特別支援学校において教育に直接従事することを本務とする教育職員	特別支援学校における教育業務	731,008千円	月額14,500円～20,900円
経管栄養等特定行為業務手当	特別支援学校等に勤務する、救急救命士の免許を有する職員	経管栄養その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われる業務	70千円	日額250円
練習船等航海業務手当	海洋科学高等学校に勤務する職員	航海業務	12,622千円	日額1,930円～5,250円
漁業実習等特殊業務手当	海洋科学高等学校に勤務する職員	練習船による航海における漁業実習又は操船実習の指導業務に伴う生徒の安全確保の業務等	3,564千円	日額250円～900円 1回2,200円 時間額310円～1,500円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	13,695,648 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	272,507 円
支給実績(令和5年度決算)	13,005,770 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	255,290 円

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 行(1)7級以下職員等 5,000円 行(1)8級職員等 1,900円 配偶者以外の扶養親族(子) 配偶者がいない場合はこのうち1人 14,500円 上記以外の子(1人目) 11,100円 (2人目) 11,600円 (3人目以降) 12,300円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 6,400円 配偶者以外の扶養親族(父母等) 行(1)7級以下職員等 6,900円 行(1)8級職員等 3,500円	異	3,000円 0円 11,500円 11,500円 11,500円 11,500円 5,000円 6,500円 3,500円	千円 5,534,553	円 279,058
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき人事委員会規則で指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円(行政職給料表(1)の場合)	異	俸給の特別調整額 46,300円 ～130,300円	千円 2,261,408	円 1,011,326
初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で大卒後42年以内(臨床研修修了者は44年以内、インターン修了者は43年以内)に採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	異	国の制度では、専門的知識を有する職員を対象とするなど支給範囲及び支給額が異なる。	千円 88,905	円 2,413,700
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅(借家・借間居住者) ○1箇月の家賃額が16,000円以下 支給せず ○1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 (1箇月の家賃額-27,000円)÷2に11,000円加算した額を支給 ただし、支給限度額月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	①異 ②同	借家・借間居住者の支給限度額 月額28,000円	千円 4,406,405	円 339,764
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ※1箇月当たりの交通機関等、交通用具及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度は15万円 ① 交通機関等利用者 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)につき算出した運賃等相当額(6箇月定期券等低廉な価額)を一括支給 ② 交通用具使用者 ○片道2km未満…支給せず ○片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ○片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間(支給単位期間)の通勤に要する特別料金等の相当額	①同 ②同 ③同		千円 7,282,057	円 152,043
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 24,310	円 458,679
在宅勤務等手当	正規の勤務時間による勤務として、住居等で勤務を命ぜられた1箇月当たりの日数が3箇月以上の期間について、平均して10日を超えた職員で、あらかじめ在宅勤務等を命ぜられた職員に支給 月額3,000円	同		千円 69	円 29,571
休日勤務手当	休日に正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 ただし、管理職手当受給者、教育職員には支給しない 時間外勤務手当等基礎額×休日勤務時間数×135/100	同		千円 5,891,584	円 2,265,050
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 3,187,962	円 248,663

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円 特定(学校職員等)の宿日直勤務 1回6,400円～7,600円 勤務時間が5時間未満の場合は、50/100	異	1回4,400円～ 21,000円	千円 89,516	円 179,151
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	異	支給額が異なる	千円 68,553	円 567,335
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月の初日(基準日)に寒冷地に在勤する職員に支給 ただし、休職者等は除く 地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0
義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部、高等部若しくは幼稚部の総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に支給 級号給に応じた定額を支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 1,487,075	円 57,547
定時制通信教育手当	定時制課程(夜間課程のみ)を置く高等学校又は通信教育を行う高等学校勤務の総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る)及び特定の実習助手に支給 定時制課程 月額34,000円 管理職手当受給者 月額27,000円 通信制課程 月額17,000円 管理職手当受給者 月額13,000円	※関係法令に基づいて県で支給		千円 175,326	円 365,898
産業教育手当	農業、水産又は工業に関する課程を置く高等学校で、実習を伴うこれらに関する科目を主として担当する副校長、教頭、総括教諭、教諭、助教諭、講師(常時勤務の者及び短時間勤務職員に限る)及び特定の実習助手に支給 級号給に応じた定額を支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 16,789	円 329,345
農林漁業普及指導手当	農業普及指導員、林業普及指導員又は水産業普及指導員で1箇月のうち、普及指導員の職務を行った日が勤務を要する日の1/2以上となる場合に支給 ただし、管理職手当受給者等には支給しない 給料月額×8/100	※関係法令に基づいて県で支給		千円 22,182	円 331,898
災害派遣手当	災害応急対策、災害復旧又は復興計画の作成等のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
武力攻撃災害等派遣手当	国民の保護のための措置の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
特定新型コロナウイルス等対策派遣手当	特定新型コロナウイルス等対策の実施のため他都道府県等から派遣された職員が住所・居所を離れて県内に滞在を要する場合に支給 県内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じて支給	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0
任期付研究員業績手当	12月1日(基準日)に在職する任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員に対して支給 給料月額に相当する額	同		千円 0	円 0
へき地手当	へき地学校に勤務する職員、へき地学校に準ずる学校に勤務する職員に支給(平成29年4月～対象学校なし) (給料月額+教職調整額+扶養手当) ×8/100～16/100(×4/100…へき地に準ずる学校)	※関係法令に基づいて県で支給		千円 0	円 0

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分	給 料 月 額 等		
給料	知 事	1,450,000 円	( ) 円
	副 知 事	1,160,000 円	( ) 円
報酬	議 長	1,200,000 円	( ) 円
	副 議 長	1,080,000 円	( ) 円
	議 員	970,000 円	( ) 円
期末手当	知 事	(令和6年度支給割合) 3.45 月分	
	副 知 事	(令和6年度支給割合) 4.60 月分	
退職手当	知 事	(算定方式) 給料月額×在職月数×60/100	(1期の手当額) 41,760,000円
	副 知 事	給料月額×在職月数×45/100	25,056,000円
	備 考		(支給時期) 任期ごと

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

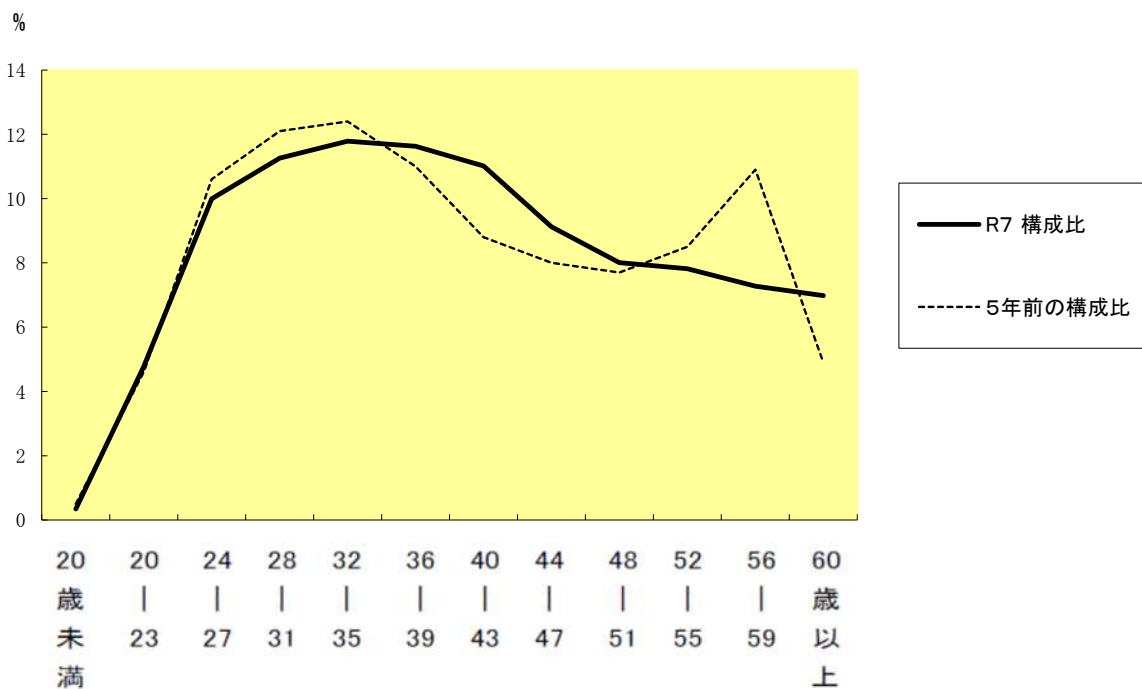
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	議 会	73人	74人	1人	
	総務企画	1,618人	1,665人	47人	電話設備更新対応、かながわチャレンジオフィスの拡大
	税 務	784人	795人	11人	
	民 生	1,224人	1,272人	48人	児童虐待対応の体制強化
	衛 生	1,397人	1,393人	▲4人	新型コロナウイルス感染症対策の見直し
	労 働	341人	348人	7人	労働力不足対策の体制強化
	農 林 水 産	818人	830人	12人	国際園芸博覧会開催準備
	商 工	286人	280人	▲6人	高圧ガス保安法に係る指定都市への許認可事務の権限移譲
	土 木	1,220人	1,213人	▲7人	欠員不補充
	計	7,761人	7,870人	109人	(参考：人口10万当たり職員数85.5人)
	教 育 部 門	28,326人	28,299人	▲27人	欠員不補充
	警 察 部 門	17,443人	17,422人	▲21人	欠員不補充
	小 計	53,530人	53,591人	61人	(参考：人口10万当たり職員数582.3人)
公 営 会 計 部 門 会 計 部 門 企 業 等	水 道	677人	673人	▲4人	水道料金業務の委託化
	下 水 道	60人	60人	0人	
	そ の 他	286人	282人	▲4人	
	小 計	1,023人	1,015人	▲8人	
合 計		54,553人 [ 55,750人 ]	54,606人 [ 56,123人 ]	53人 [ 373人 ]	(参考：人口10万当たり職員数593.4人)

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	186人	2,605人	5,458人	6,149人	6,436人	6,350人	6,015人	4,981人	4,373人	4,268人	3,973人	3,812人	54,606人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	7,577	7,670	7,707	7,697	7,761	7,870	293 (3.9%)
教育	27,959	28,093	27,899	27,980	28,326	28,299	340 (1.2%)
警察	17,331	17,390	17,471	17,418	17,443	17,422	91 (0.5%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	52,867	53,153	53,077	53,095	53,530	53,591	724 (1.4%)
公営企業等会計計	1,006	1,009	1,024	1,019	1,023	1,015	9 (0.9%)
総合計	53,873	54,162	54,101	54,114	54,553	54,606	733 (1.4%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 54,327,453	千円 3,365,546	千円 5,507,216	% 10.1	% 10.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 660	千円 2,733,408	千円 965,386	千円 1,256,353	千円 4,955,147	千円 7,508	千円 7,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.0 歳	393,609 円	614,389 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県		一般行政職	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,905 千円		1,867 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.500 月分	2.100 月分	2.500 月分	2.100 月分
(1.400) 月分	(1.000) 月分	(1.400) 月分	(1.000) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
職務段階別加算	5～20%	職務段階別加算	5～20%
管理職加算	10～20%	管理職加算	10～20%

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	
1人当たり平均支給額	2,452 千円	23,560 千円	1人当たり平均支給額	2,812 千円	22,136 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	350,725 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	537,922 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.45 %	652 人	12.45 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	16,716 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	49,311 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	51.4 %			
手当の種類（手当数）	10種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
未納整理業務手当	各水道営業所に勤務する職員	未納上下水道料金の徴収のために特に困難な交渉又は給水停止の業務	1千円	日額500円
水道施設危険作業手当	企業局水道部計画課、企業局水道部水道施設課、各水道営業所、寒川浄水場又は谷ヶ原浄水場に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の修繕等の業務	10,304千円	日額500円
有害毒薬物等取扱手当	寒川浄水場、谷ヶ原浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	特に危険性を有する薬品、放射性物質もしくは人体に有害な微生物を取り扱う業務	1,709千円	日額400円（常時従事）、250円（常時従事以外）
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	81千円	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	1千円	日額700円、1,050円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	4,467千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	66千円	1回620円~1,240円
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	0千円	日額500円（荒天時750円~1,000円）



手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ※1箇月当たりの交通機関等、交通用具及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度は15万円 ① 交通機関等利用者 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給 ② 交通用具使用者 ○片道2km未満…支給せず ○片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ○片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）の通勤に要する特別料金等の相当額	同		千円 122,747	円 194,528
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 19,312	円 284,001
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 158	円 14,318

## (2) 電気事業

### ①職員給与費の状況

#### 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	6,875,436	3,570,590	1,399,867	20.4	22.3

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
令和6年度	148	651,612	242,391	299,252	1,193,255	8,063	6,972

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	43.4 歳	420,313 円	645,873 円
団体平均	46.1 歳	367,766 円	579,434 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額（令和6年度）			1人当たり平均支給額（令和6年度）		
2,002 千円			1,867 千円		
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.000) 月分			(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.000) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%		

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,164 千円	19,015 千円	1人当たり平均支給額	2,812 千円	22,136 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

#### ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		84,414 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		566,535 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.45 %	149 人	12.45 %

#### エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		3,441 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		45,273 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		51.4 %		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	116千円	日額500円（荒天時750円）



手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ※1箇月当たりの交通機関等、交通用具及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度は15万円 ① 交通機関等利用者 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給 ② 交通用具使用者 ○片道2km未満…支給せず ○片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ○片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）の通勤に要する特別料金等の相当額	同		千円 33,396	円 231,920
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 4,048	円 253,029
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 124	円 41,333

### (3) 公営企業資金等運用事業

#### ①職員給与費の状況

##### 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和6年度	千円 532,184	千円 320,001	千円 193,591	% 36.4	% 38.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 20	千円 83,131	千円 30,146	千円 39,194	千円 152,471	千円 7,624	千円 7,467

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

#### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.1 歳	402,717 円	713,985 円
団体平均	36.1 歳	396,520 円	623,462 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額（令和6年度）			1人当たり平均支給額（令和6年度）		
1,904 千円			1,867 千円		
（令和6年度支給割合）			（令和6年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.500 月分	2.100 月分		2.500 月分	2.100 月分	
(1.400) 月分	(1.000) 月分		(1.400) 月分	(1.000) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5～20%		職務段階別加算	5～20%	
管理職加算	10～20%		管理職加算	10～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）	
1人当たり平均支給額	4,164 千円	22,425 千円	1人当たり平均支給額	2,812 千円	22,136 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

#### ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		10,509 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		525,436 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.45 %	20 人	12.45 %

#### エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	- 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	- 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	- %

（注）支給人員が極めて少ないため、個人情報保護の観点から、詳細は割愛する。



手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 0	円 0
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 0	円 0

#### (4) 相模川総合開発共同事業

##### ①職員給与費の状況

###### 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,976,980	0	511,897	25.9	28.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	59	244,222	91,559	113,099	448,880	7,608

(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
千円 7,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

##### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
神奈川県	41.0 歳	395,222 円	617,704 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額（令和6年度）			1人当たり平均支給額（令和6年度）		
1,913 千円			1,867 千円		
（令和6年度支給割合）			（令和6年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.500 月分	2.100 月分		2.500 月分	2.100 月分	
(1.400) 月分	(1.000) 月分		(1.400) 月分	(1.000) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5～20%		職務段階別加算	5～20%	
管理職加算	10～20%		管理職加算	10～20%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,164 千円	22,223 千円	1人当たり平均支給額	2,812 千円	22,136 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

#### ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		31,478 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		542,732 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.45 %	58 人	12.45 %

#### エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		2,252 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		57,748 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		66.1 %		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	23千円	日額500円（荒天時750円）
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	0千円	日額700円、1,050円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	987千円	月額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の維持、修繕、測量、改築又は操作の作業	38千円	月額1,000円～2,600円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	1,196千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	3千円	1回620円～1,240円
災害応急作業等手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で管理者が定めるもの	5千円	月額540円～1,230円

### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	23,144 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	429 千円
支給実績（令和5年度決算）	18,947 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	327 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

### カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 7級以下職員等 5,000円 8級職員等 1,900円 配偶者以外の扶養親族（子） 配偶者がいない場合はこのうち1人 14,500円 上記以外の子（1人目） 11,100円 （2人目） 11,600円 （3人目以降） 12,300円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 6,400円 配偶者以外の扶養親族（父母等） 7級以下職員等 6,900円 8級職員等 3,500円	同		千円 6,448	円 280,348
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 4,721	円 1,180,320
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者） ○ 1箇月の家賃額が16,000円以下 支給せず ○ 1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○ 1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 (1箇月の家賃額-27,000円)÷2に11,000円加算した額を支給 ただし、支給限度月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 5,855	円 325,266

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給 ※1箇月当たりの交通機関等、交通用具及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度は15万円 ① 交通機関等利用者 ○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給 ② 交通用具使用者 ○ 片道2km未満…支給せず ○ 片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ○ 片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給 ③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○ 6箇月を超えない期間（支給単位期間）の通勤に要する特別料金等の相当額	同		千円 12,896	円 226,250
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 基礎額 月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100	同		千円 4,612	円 242,728
宿日直手当	宿日直勤務職員に支給 一般の宿日直勤務 1回6,400円	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時に勤務した場合に支給 管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給	同		千円 84	円 84,000

## (5) 酒匂川総合開発事業

### ①職員給与費の状況

#### 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	1,741,630	0	328,803	18.9	21.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	39	160,434	56,584	72,112	289,130	7,414	7,100

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員は含まない。

### ②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
神奈川県	40.4 歳	419,311 円	635,001 円
団体平均	44.3 歳	368,401 円	590,688 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

神奈川県			一般行政職		
1人当たり平均支給額（令和6年度）			1人当たり平均支給額（令和6年度）		
1,846 千円			1,867 千円		
（令和6年度支給割合）			（令和6年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.500 月分	2.100 月分		2.500 月分	2.100 月分	
(1.400) 月分	(1.000) 月分		(1.400) 月分	(1.000) 月分	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
職務段階別加算	5～20%		職務段階別加算	5～20%	
管理職加算	10～20%		管理職加算	10～20%	

※（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

神奈川県			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	4,164 千円	22,425 千円	1人当たり平均支給額	2,812 千円	22,136 千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

#### ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	20,825 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	533,980 円		
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
県内全市町村	12.45 %	39 人	12.45 %

#### エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	1,426 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	47,544 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	76.9 %			
手当の種類（手当数）	7種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和6年度決算）	左記職員に対する支給単価
危険手当	職員	直近上流の施設に水圧がかかっている場合のずい道等の内部における点検修理作業等の業務	89千円	日額500円（荒天時750円）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
用地交渉等手当	職員	事業に必要な用地の取得等のために特に困難な交渉等の業務	0千円	日額700円、1,050円
ダム・発電施設危険作業手当	企業局水道部計画課、相模川水系ダム管理事務所、酒匂川水系ダム管理事務所、相模川発電管理事務所又は発電総合制御所に勤務する職員	洪水時における発電設備の巡回点検業務、洪水警戒体制に伴う業務等	702千円	日額500円（荒天時750円～1,000円）
雨量観測局作業手当	職員	雨量観測局において施設の維持、修繕、測量、改築又は操作の作業	0千円	日額1,000円～2,600円
夜間特殊業務手当	交替制勤務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部が深夜において行われる業務に従事したとき	561千円	1回490円
夜間緊急業務手当	職員	突発的に発生した業務等に対処するために緊急の呼び出しを受け、深夜において従事する業務	71千円	1回620円～1,240円
災害応急作業等手当	職員	著しく異常かつ激甚な非常災害の応急対策の業務で管理者が定めるもの	3千円	日額540円～1,230円

### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	12,841 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	347 千円
支給実績（令和5年度決算）	8,760 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	237 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

### カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 7級以下職員等 5,000円 8級職員等 1,900円 配偶者以外の扶養親族（子） 配偶者がいない場合はこのうち1人 14,500円 上記以外の子（1人目） 11,100円 （2人目） 11,600円 （3人目以降） 12,300円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子の加算 6,400円 配偶者以外の扶養親族（父母等） 7級以下職員等 6,900円 8級職員等 3,500円	同		千円 6,271	円 368,911
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき管理者が指定する職にある者に対して支給 66,400円～139,300円（企業行政職給料表の場合）	同		千円 2,162	円 1,080,984
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で管理者が別に定めるものに新たに採用された職員に支給 採用後等の期間に応じて支給	同		千円 0	円 0
住居手当	職員が借り受けた住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている場合に支給 ① 職員が自ら居住する住宅（借家・借間居住者） ○ 1箇月の家賃額が16,000円以下 支給せず ○ 1箇月の家賃額が27,000円以下 1箇月の家賃額から16,000円を減じた額を支給 ○ 1箇月の家賃額が27,000円を超える場合 （1箇月の家賃額－27,000円）／2に11,000円加算した額を支給 ただし、支給限度月額28,500円 ② 単身赴任手当受給者の留守家族の居住する住宅 職員が自ら居住する場合の住居手当の2分の1に相当する額を支給	同		千円 2,759	円 306,554

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
通勤手当	<p>通勤のため、交通用具又は交通機関等の交通手段によって住居と勤務公署を往復する場合に支給</p> <p>※1箇月当たりの交通機関等、交通用具及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度は15万円</p> <p>① 交通機関等利用者 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）につき算出した運賃等相当額（6箇月定期券等低廉な価額）を一括支給</p> <p>② 交通用具使用者 ○片道2km未満…支給せず ○片道2km以上60km未満 2,000円から29,800円までを利用距離に応じ1箇月の通勤手当として支給 ○片道60km以上の場合 31,600円を1箇月の通勤手当として支給</p> <p>③ 異動等に伴う新幹線等利用者の加算 ○6箇月を超えない期間（支給単位期間）の通勤に要する特別料金等の相当額</p>	同		千円 8,069	円 206,905
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動又は在勤公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情から配偶者と別居することになった職員のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給</p> <p>基礎額 月額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合に距離に応じて加算</p>	同		千円 0	円 0
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給</p> <p>時間外勤務手当等基礎額×夜間勤務時間数×25/100</p>	同		千円 2,155	円 195,875
宿日直手当	<p>宿日直勤務職員に支給</p> <p>一般の宿日直勤務 1回6,400円</p>	同		千円 0	円 0
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給対象職員、特定任期付職員及び第1号任期付研究員が、臨時又は緊急の必要その他公務運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合や災害その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から翌日の午前5時に勤務した場合に支給</p> <p>管理職手当の支給区分等に応じた定額を支給</p>	同		千円 40	円 40,000